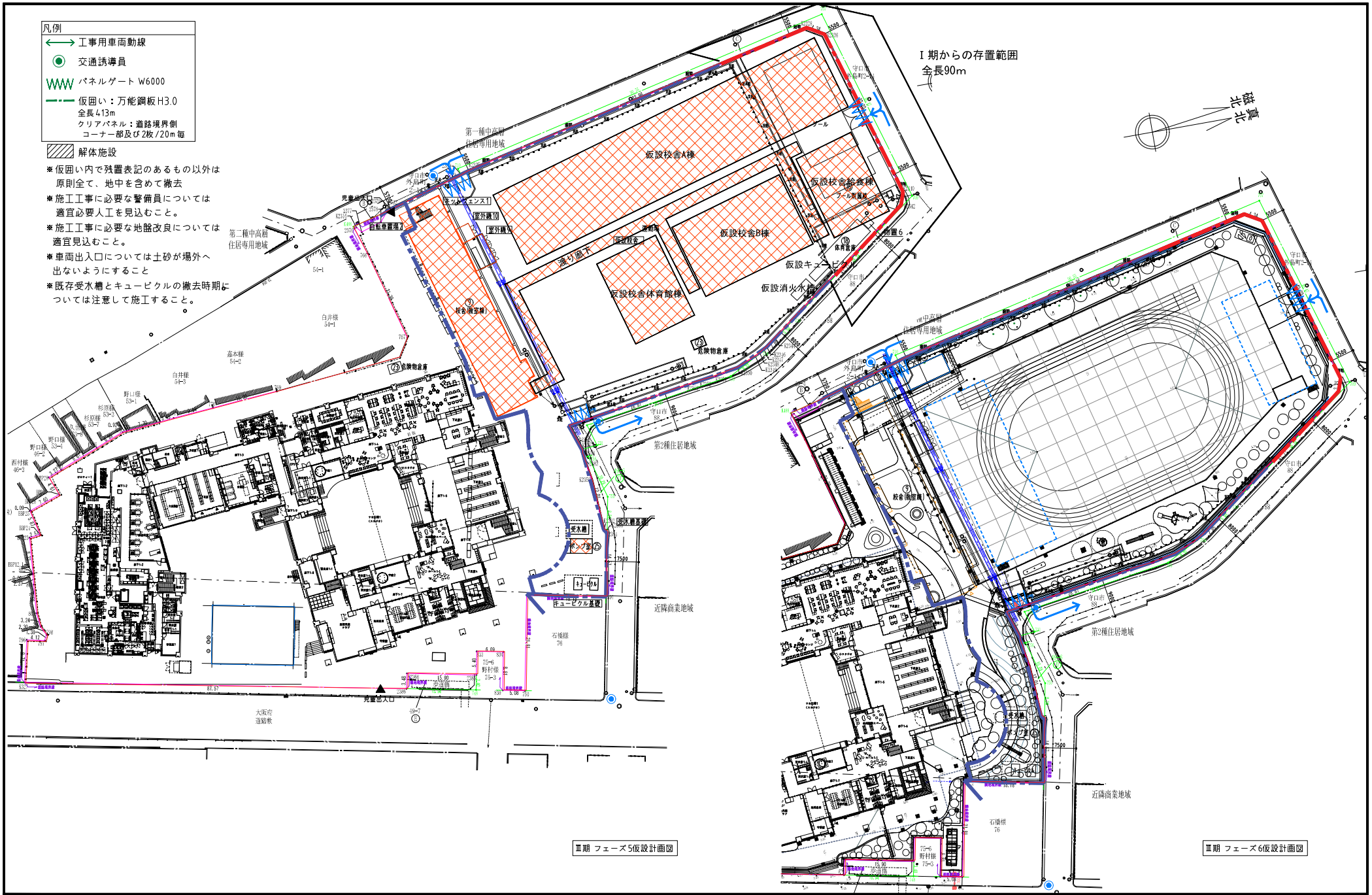

※2026年4月より新築校舎にて仮使用許可をとり、運用するため、各種工程、申請の確認、進行、協力をすること。
※仮設校舎の解体は仮設校舎建設工事会社にて解体を行うが、9階については本工事にて解体するため、工事車両出入口や場内工事範囲の調整などを行うこと。
※フェーズ5での工区の境界位置は開発許可申請での工区と合致するので、設置位置は注意すること
※フェーズ6での西側車両出入口は倉庫棟の配置に重なるため、車両出入口として利用期間については注意すること。

SHOWA SEKKEI 株式会社 昭和設計
高木 秀晃
一級建築士 大臣登録第280475号

守口小学校建設工事

No. 029

仮設計画図（Ⅲ期）

A1 1/400
A3 1/800

DEPT. 意

※A3用紙サイズの場合はA1用紙サイズの1/2縮尺とする